

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う職員の職務に専念する義務の免除について

今回、日本国内で新型コロナウイルス感染症患者が発生したことに伴う服務の取扱において、下記のとおり職務に専念する義務の免除を実施する。

記

1 職務専念義務を免除する事由

- (1) 検疫所長から、検疫法に基づき新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがあるとして停留された場合
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく調査の結果、新型コロナウイルス感染症に感染していると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合。

2 職務専念義務を免除する期間

- (1) については必要と認める期間又は時間
- (2) については濃厚接触者として外出自粛要請を受けた期間又は時間

3 給与の取扱い

有給

4 添付書類

- (1) については、停留期間が記載された停留決定書の写し
- (2) については、濃厚接触者として外出自粛要請を受けた日時・内容等をできる限り詳細に記載したもの

5 実施日

令和2年2月28日から実施する。